

静岡県公安委員会規程第3号

質屋営業法に基づく申請書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月5日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

質屋営業法に基づく申請書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

質屋営業法に基づく申請書等の様式に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

資料区分	31		受理年月日	5.令和		年		月		日
受理警察署			()署							
許可証番号			許可年月日	5.令和		年		月		日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名 又は名称	(フリガナ)										
	(漢字)										
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人										
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日		
	0	1	2	3	4	5					
住所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
本(国)籍											
営業所 名称	(フリガナ)										
	(漢字)										
所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)										
	都道府県					市区町村					
電話 () - 番											
管理者等	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.管理者									
	氏名	(フリガナ)									
		(漢字)									
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
本(国)籍											

(表)

資料区分	33	受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署	(署)					

営業内容の変更許可申請書
届出書
許可証の書換申請書

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可の申請をします。
第2項 届出をします。
質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請（届出）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	3.昭和 4.平成 5.令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)

変更事項

変更年月日	4.平成 5.令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
住所	都道府県 市区町村 電話 () ー 番
本(国)籍	
営業所	名称 (フリガナ) (漢字)
	所在地 都道府県 市区町村
	移転事由

変更区分	1.削除:従前の管理者等を削除(旧欄のみ記載) 2.追加:新たに管理者等を追加(新欄のみ記載) 3.変更:旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 4.交替:従前の管理者等が退任するとともに、新たに管理者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)		
変更年月日	4.平成 5.令和 年 月 日		
管理者等	旧	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.管理者
		氏名	(フリガナ) (漢字)
		生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
	新	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.管理者
		氏名	(フリガナ) (漢字)
		生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
住所	都道府県 市区町村 電話 () ー 番		
本(国)籍			

(裏)

資料区分	3 4	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署					

許可証番号	
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢 字)

変更事項

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替										
変更年月日	4. 平成 5. 令和 年 月 日										
旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
管 理 者 等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住 所	都道府県	市区町村									
	電話 () 番										
本(国)籍											

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替										
変更年月日	4. 平成 5. 令和 年 月 日										
旧	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
管 理 者 等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
新	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
		0	1	2	3	4	5				
住 所	都道府県	市区町村									
	電話 () 番										
本(国)籍											

(注)

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

様式第3号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

(表)

資料区分	35	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	届出等種別	1. 廃業・解散・消滅・取消し 2. 休業 3. 死亡			

廃業
休業
死亡
届出書
許可証の返納理由書

質屋営業法第4条第2項第3項の規定により廃業の届出をします。

質屋営業法第9条第1項第2項第3項の規定により許可証を返納します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出（返納）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号															
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日									
氏名 又は名称	(フリガナ)														
	(漢字)														
住所	都道府県										市区町村				
	電話 () - 番														
営業 名称	(フリガナ)														
	(漢字)														
営業 所在地	都道府県										市区町村				
	電話 () - 番														

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日	4. 平成	5. 令和	年	月	日					
休業期間	4. 平成	5. 令和	年	月	日	から				
	4. 平成	5. 令和	年	月	日	まで				
発見・回復日	4. 平成	5. 令和	年	月	日					

返納理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 質屋営業を廃止した。 2 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5 許可が取り消された。 6 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業理由	

様式第4号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

資料区分	36		受理年月日	5.令和			年			月			日
受理警察署		()	再交付日	5.令和			年			月			日

許可証亡失・盗難届出書

再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。

質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号												
許可年月日	3.昭和	4.平成	5.令和			年			月			日
氏名 又は名称	(フリガナ)											
	(漢字)											
名称	(フリガナ)											
	(漢字)											
営業所所在地	都道府県						市区町村					
	電話 () - 番											

亡失又は盗難の日時、場所	日時											
	場所											

再交付申請の理由												
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注)

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の質屋営業法に基づく申請書等の様式に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の質屋営業法に基づく申請書等の様式に関する規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。